

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正について（議案
第67号）

行政管理課

1 改正の理由

地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

条例の規定によりパートタイム会計年度任用職員の賠償責任額を限定しそれ以上の額を免責する場合において、当該賠償責任額の算定の基礎となる給与の一会計年度当たりの額に、当該職員に対し支給される期末手当を含めることとする。

3 施行期日

公布の日